

只木ゼミ後期第8問検察レジュメ

文責：3班

I. 事案の概要

甲旅館は、宿泊施設の品質を保証するためにランク付けをしているMガイドという会社から星1つを受けていた。品質保証書は取締役会の決議に基づいて、星1・星2、星3つとランク付けをして有印で発行すると定款で定めてあった。

Xは、旅館のさらなる収益を図ろうとMガイドから発行された品質保証書に星を描き足し、星3つとした。そしてXはその証書の写真コピーを取り、額縁に入れ飾っていた。ある日Xは宿泊客から品質保証書を見せてほしいと言われ、「原本は貸金庫に入っているため見せることはできないが、コピーならばある」と言って虚偽の写真コピー証書を額縁から出して見せた。宿泊客は、Mガイドの品質保証書のコピーが提示されることも従来からあり、コピーにも社会的信用があった事から、その嘘のコピーを信用し宿泊した。

またXは、甲旅館の送迎車を運転していた。Xは運転免許停止処分を受けていたところ、これを聞いたXの実弟Yが「俺が免許証をもっているから、俺の名前を使ったら」と勧め、交通安全協会発行のカードをXに交付した。その後、Xは無免許運転をしていて取締りを受けた際、「免許証は家に忘れてきた」といってYの氏名等を称し、取締役警察官が作成する道路交通法違反の交通事件原票中の、道路交通法違反現認報告書記載の通り違反したことに相違ない旨の記載のある「供述書」欄末尾にYと署名した。その後Yに上記経過を報告したが、Yは抗議しなかった。

II. 問題の所在

XはMガイド認定書を改ざんし、そのコピーを提示しているが、かかる行為に私文書偽造罪が成立するか。コピーが同条における「文書」にあたるか問題となる。

さらに、交通事件原票中の供述書を、事前承諾を得て他人名義で作成する行為に文書偽造罪が成立するか。

III. 学説の状況

1. コピーの文書性について

A説：積極説¹

写真コピーが原本と同一の意識内容を保有し、証明文書として原本と同様の社会的機能と信用性を有するものと認められる場合には、写真コピーも「文書」にあたるとする説。

B説：消極説²

写真コピーは「文書」には当たらないとする説。

2. 交通事件原票中の供述書を、事前承諾を得て他人名義で作成する行為に文書偽造罪が成立するかについて

¹ 川端博『刑法各論講義 第2版』(成文堂, 2010年)544頁。

² 山口厚『刑法各論[第2版]』(有斐閣, 2007年)432頁以下。

甲説：積極説³

私文書偽造罪の成立を認める説。

乙説：消極説⁴

私文書偽造罪の成立を否定する説。

IV. 判例

1. 写真コピーの文書性について⁵

<事実の概要>

庭石業を営む被告人 X は、同業者から金員を騙取しようと企て、土木工営長の記名押印のある土石採取許可証の記載を改竄して新規に交付を受けた旨の土石採取許可証を偽造し、その複写を行使して、当該業者を誤信させて右土石採取許可証の譲受代金の内金名目下に現金を交付させた。

<判旨>

行使の目的をもって、ほしいままに、土木工営所長の記名押印のある同所長作成名義の土石採取許可証原本の出願日、許可年月日、採取場所、採取期間等の各欄の記載に改竄を施したうえ、これを電子複写機で複写する方法により、あたかも真正な右許可証原本を原形どおり正確に複写したかのような形式、外観を備える電子コピーを作成した所為は、刑法 155 条 1 項の有印公文書偽造罪にあたる。

2. 私文書偽造における名義人の承諾について⁶

<事実の概要>

被告人 X・Y・Z は、私立大学の入学選抜試験に際し、入学を希望している者に合格点を取らせるため、いわゆる替え玉受験者に同試験を受験させてその答案を偽造した。

<判旨>

本件の答案は、[...] 刑法 159 条 1 項にいう事実証明に関する文書に当たる。

なお、仮に、本件志願者が替え玉試験が行われることにつき何らかの認識があり、『承諾』があったとしても、本件のようにまさに文書の作成名義人と現実の作成者との人格的同一性についての欺罔が存する場合には、その目的のために与えられた『承諾』を有効と認めるべきではないことは当然である。

V. 学説の検討

1. コピーの文書性について

写真コピーとは、手書きによる写しの場合とは異なり、原本と写しの間に写し作成者の意識が介入混在する余地がないことはもとより、紙質等の点を除けば、その内容、筆跡、形状が原本とまったく同じく正確に再現される。すなわち、写真コピーは、そこに複写さ

³ 川端・前掲 541 頁。

⁴ 曾根威彦『刑法各論[第 4 版]』(弘文堂, 2008 年)247 頁。

⁵ 最判昭和 54 年 5 月 30 日判時 928 号 48 頁。

⁶ 最判平成 6 年 11 月 29 日判時 1530 号 141 頁。

れている原本が上記コピー通り内容、形状において存在していることにつき、きわめて強力な証明力を持ち得るといえる。

それゆえ、文書の写真コピーが実生活上「原本に代わるべき証明文書」として一般に通用し、原本と同程度の「社会的機能と信用性」を有する場合が多いので、写真コピーは、「文書本来の性質上写真コピーが原本と同様の機能と信用性を有しえない場合を除き」、文書足り得ると考える。

したがって、検察側は積極説を採用する。

2. 交通事故原票について

(1) 名義人の承諾により文書偽造罪の成立が否定されると考える根拠は、名義人の承諾により、作成者にその他人名義で文書を作成する権限が与えられることで作成人が権限ある状態で文書を作成することとなるためである。つまり名義人が文書の作成に承諾を与えている以上、名義人がその文書の内容につき責任を負うことになるため、文書の作成名義の真正に対する公共的信用が害されることがないのである。

しかし文書の性質によっては名義人が承諾しても文書の内容について責任を負うことができないものも存在する。このような文書は、名義人が内容について責任を負えない以上、公共的信用を害する可能性が存在する。

とすればその文書の性質上名義人が責任を負えない文書、すなわち、客観的に他人名義の使用が客観的に他人名義の使用が許されない文書に関しては、その作成につき予め名義人の承諾を得たうえでその他人名義で作成した場合についても私文書偽造罪が成立すると考える。

(2) これを交通事故原票の供述書について検討すると、当該文書は、「道路交通法違反現認報告書記載の通り違反したことに相違ない」旨の記載がある供述書であり、その内容は違反者個人に専属する事実に関するものであるといえる。また実際には違反していない者について、違反者としての手続が進行することを看過することはできない。加えてこの文書は専ら道路交通法違反事件処理という公の手続において用いられる文書であり、実際に事件を起こした者のみがその作成を予定されているといえる。

これらの事情を考慮すると、当該文書は現実に道路交通法に違反した者によって作成される必要があることは明らかであり、当該文書はその文書の性質上、客観的に他人名義の使用が許されない文書にあたるといえる。

(3) 以上より、交通事件原票中の供述書を、事前承諾を得て他人名義で作成する行為に文書偽造罪が成立すると考えるため、検察側は甲説を採用する。

VI. 本問の検討

第1 Mガイドの品質証明書について

1. まず、XがMガイドの品質保証書を改ざんしコピーした行為につき、有印私文書偽造罪(159条1項)が成立しないか。

(1) 本罪は目的犯として、その成立に「行使の目的」の存在が必要となる。本問においては、Xは客にコピーを提示し認識させるという意思を有しており、「行使の目的」が認められる。

(2) そして、本件コピーはMガイドによる、宿泊施設の品質という実社会に交渉を有する事項を証明するものであり、「事実関係に関する」ものであるといえる。

(3) では、本件におけるコピーはそもそも同条における「文書」といえるか。

検察側はA説を採用するため、写真コピーも「文書」にあたる则认为る。

よって、本件コピーも「文書」にあたる。

(4) 次に、本問において「偽造」が行われたといえるか。同条における「偽造」とは名義人と作成者の同一性を偽る行為をいうところ、そもそも、コピーにおける名義人は誰なのか問題となる。

名義人とは、文書の意識内容の主体である。そして、コピーにおいては、原本と同様の意識内容が保持されているから、原本の名義人がコピーの名義人にあたる考える。

本問では、コピーの名義人は原本の名義人である M ガイド取締役役会であり、一方作成者は X であるので、その名義人と作成者の同一性に齟齬が生じている。よって、かかる行為は「偽造」にあたる。

(5) そして、本件コピーが有印といえるかが問題となるが、前述のようにコピーは原本と同一の意思内容を有すると考えられるから、印章・署名部分についても偽造が認められると考え、本件コピーは有印であるといえる。

(6) したがって、X の行為に有印私文書偽造罪が成立する。

2. さらに、X はコピーを真正な M ガイドの三つ星品質保証書として客に提示しているから、同行為に偽造私文書行使罪(161 条)が成立する。

3. 加えて、X はコピーを用いて、甲旅館が三ツ星旅館であると欺罔し、その旨客を誤信させ、宿泊代金を交付させている。かかる行為に詐欺罪(246 条 1 項)が成立する。

第 2 交通事故原票について

1. まず、X が交通事件原票供述書に Y の氏名を書き込んだ行為につき有印私文書偽造罪が成立しないか。

(1) X は供述書を取締警察官に提示するためにこれを作成しているから、「行使の目的」が認められる。

(2) また、本件供述書は Y という署名がなされたものであるから「有印」である。

(3) さらに、交通事故原票供述書は当該交通事件についての供述を内容し、実社会に交渉を有する事項を証明するものといえるから「事実関係に関する文書」である。

(4) では、同行為は「偽造」にあたるか。前述のとおり「偽造」とは名義人と作成者の同一性に齟齬を生じさせる行為である。本問においては本件文書の名義人は Y である。一方作成者は X のようにも思えるが、名義人である Y の承諾を得ており、このような場合作成者は誰にあたるか問題となる。

検察側は甲説を採用するため交通事件原票を他人名義で作成する行為は「偽造」にあたる考える。したがって、X の行為は「偽造」にあたる。

(5) よって、X の行為に有印私文書偽造罪が成立する。

2. さらに、X は取締警察官に本件交通事故原票を提示しているから、かかる行為につき偽造私文書行使罪(161 条)が成立する

VII. 結論

X は、M ガイド品質証明書につき、有印私文書偽造罪(159 条 1 項)、同行使罪(161 条)、並びに詐欺罪(246 条 1 項)の罪責を負う。偽造罪と行使罪、行使罪と詐欺罪は牽連犯(54 条後段)となる。

さらに、X は交通事故原票について、有印私文書偽造罪、同行使罪の罪責を負い両罪は牽連犯となる。

そして、これら各罪は併合罪(45 条)となる。

以上